

DCI (Daijin Certified instructor) 応研公認インストラクター制度規定

(総則)

第1条 この規定は、応研公認インストラクター制度の実施取扱を定めるものである。
本規定に定めのない事項、本規定に疑いが生じた事項については、応研と応研公認インストラクター両者協議の上解決するものとする。

(定義)

第2条 (1) この規定で応研公認インストラクター制度とは、応研株式会社（以下「応研」という）が応研製品「大臣シリーズ」に関する指導技術が一定のレベルに達していることを確認するための試験であり、応研公認インストラクターとして活動する資格を授与する制度をいう。
(2) 応研公認インストラクターとは、応研公認インストラクター試験に合格した者のことである。応研公認インストラクターは、本規定に従い、対象製品の販売やサポート等の業務を行うものとする。本規定については、応研による30日前の事前の通知により変更することができるものとする。

(要件)

第3条 応研公認インストラクターは、以下の要件を満たすこととする。

1. 受験しようとする対象製品について、基本部分を理解し、業務についての知識があること。
2. 業務用ソフトのサポート・販売を通じ、3ヶ月以上の業務用ソフトの指導経験があること。
3. Windows*の基礎知識があること。
4. 応研によって実施される公認インストラクター試験に合格していること。

* Windows は米国 Microsoft Corporation の登録商標です。

(地位の譲渡)

第4条 応研公認インストラクターは、本規定上の地位をいかなる理由によっても第三者に譲渡することはできない。

(義務)

第5条 (1) 応研公認インストラクターは、第三者から応研公認インストラクターとわかるよう、販売やサポート等の業務を行う場合は、認定証を携帯すること。
(2) 応研公認インストラクターは、会社名、氏名、メールアドレス等、申請内容に変更があった場合はすみやかに届け出ること。

(有効期間)

第6条 (1) 応研公認インストラクター資格の有効期間は、応研公認インストラクター試験後、応研が該当製品の公認インストラクターとして認定する日より3年間とする。
(2) 有効期間の更新は、応研の指定する方法で、資格の更新手続きを行うものとする。応研の指定する期日までにライセンスを更新しない場合は、応研の指定する期間満了日をもって終了するものとする。

(特典)

第7条 応研公認インストラクターは、以下の特典を与えられることとする。

1. 認定証・IDカード
2. 応研より新製品情報・バージョンアップ情報・販促物の提供
3. 応研による各種セミナー・講習会への参加
4. 公認インストラクター専用ホームページへのアクセス権
5. 名刺用認定ロゴデータ（ダウンロード形式）の提供
6. 公認店（DCP）*の申請

*公認店は、公認インストラクター資格の大蔵・給与・販売を取得している場合に申請可能

(資格喪失)

第8条 応研は以下の事由のうち、いずれか一つに該当する事由が発生した場合は、直ちに応研公認インストラクター資格を喪失させることができるものとする。また、応研公認インストラクター資格を喪失した者は、以後応研公認インストラクターとしての活動を一切禁止され、応研より提供された全ての資料を破棄しなければならない。

1. 第3条に定める資格要件を喪失したとき
2. 第6条に定める、応研の指定する期間満了日を経過したとき
3. 応研より本人に連絡が取れない場合が続いたとき
4. 応研公認インストラクターの品位と名誉を著しく毀損し、応研あるいは他の応研公認インストラクターに迷惑をかけたとき
5. 本規定に違反したとき